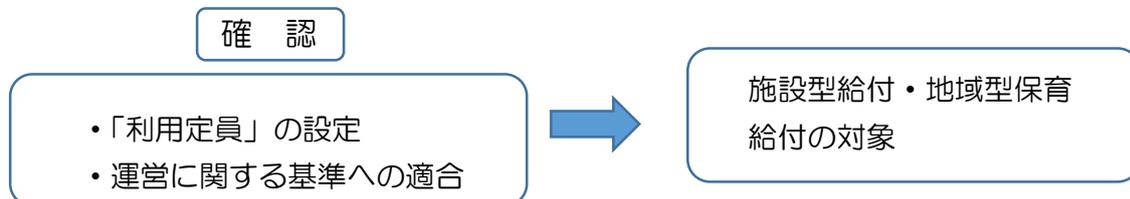


利用定員の設定について

1. 利用定員について

「利用定員」とは、平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」において新たに設定する必要がある施設ごとの定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で定める定員のことです。

ここで定められる「利用定員」は、新制度における施設型給付費等を計算するための基礎単価を決定する際に使用され、この基礎単価に実際の利用者数をかけて施設型給付費等が支給されます。



新制度においては、認可を受けた教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者からの申請に基づき、市が「確認」を行います。

※子ども・子育て支援法の施行の際、現に認可・認定を受けている認定こども園、幼稚園及び保育所については、別段の申出があった場合を除き、確認があったものとみなされます。（みなし確認）

2. 設定にあたっての基本的な考え方

市は、以下の基本的な考え方に基づき、利用定員を設定します。

- ◎原則、2・3号認定については「利用定員＝認可定員」として設定します。
- ◎今後、施設設置者や事業実施者と協議のうえ、利用定員を見直していきます。

3. 相生市内の教育・保育施設等の利用定員（認可定員）一覧

(1) 公立幼稚園

施設	利用定員	施設定員	施設	利用定員	施設定員
	1号認定			1号認定	
相生幼稚園	35	70	矢野川幼稚園	70	140
平芝幼稚園	140	140	山手幼稚園	105	175
中央幼稚園	105	105	あおば幼稚園	140	175
			合計	595	805

(2) 認定こども園

施設	利用定員				認可・認定施設定員		
	1号認定	2号認定	3号認定	計	1号認定	2号認定	3号認定
(保育所型) どんぐりの家	10	36	9	55	10	36	9
(幼稚園型) テレジア幼稚園	90	45	10	145	135	45	15
合計	100	81	19	200	145	81	24

(3) 公立保育所

施設	利用定員			認可定員
	2号認定	3号認定	計	
相生保育所	36	24	60	60
平芝保育所	36	24	60	60
矢野川保育所	21	24	45	45
合計	93	72	165	165

(4) 私立保育所

施設	利用定員			認可定員
	2号認定	3号認定	計	
八幡保育所	33	15	48	48
保育園ゆりかごの家	0	31	31	31
合計	33	46	79	79

【利用定員合計】

1号認定	2号認定	3号認定	合計
695	207	137	1,039

